

改正の概要

山口市営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領 (No. 93-2)

1 単位施工単価の補正方法

公共建築工事の積算において使用する「市場単価」は、「材工一式」であり、労務費が不明瞭であったため、国や県においては、新たに、労務費が明確化する「単位施工単価」を鉄筋工事など一部工種の積算に導入したことから、同単価の週休2日の補正方法を追加した。このことに準じ、同様の改正をするもの。

2 施行期日

令和8年5月1日

(経過措置)

この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

山口市営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領 (No.93-2)

新旧対照表	
新：令和8年5月1日 改正	旧：令和7年9月1日～令和8年4月30日
<p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日</p> <p>① 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。</p> <p>② 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。</p> <p>③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。</p> <p><u>週休2日の達成基準は「3 週休2日の達成基準」による。また、補正方法は「7 補正方法」による。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 対象工事</p> <p>現場作業を行う期間が1週間以上の工事のうち、市が「完全週休2日(土日)Ⅰ型の対象工事」又は「完全週休2日(土日)Ⅱ型の対象工事」として発注する営繕系工事に適用する。</p> <p><u>積算方法は「6 積算方法等」による。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日</p> <p>① 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。</p> <p>② 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。</p> <p>③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 対象工事</p> <p>現場作業を行う期間が1週間以上の工事のうち、市が「完全週休2日(土日)Ⅰ型の対象工事」又は「完全週休2日(土日)Ⅱ型の対象工事」として発注する営繕系工事に適用する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

新旧対照表

新：令和8年5月1日 改正	旧：令和7年9月1日～令和8年4月30日
<p>6 積算方法等 (中略)</p> <p>(2) 契約変更</p> <p>① 完全週休2日(土日)Ⅰ型 受注者が工事着手時に「完全週休2日(土日)」の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は、現場管理費を「7補正方法」(1)①により補正し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数及び補正率を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、山口市建設工事標準請負契約約款第<u>2.4</u>条の規定に基づき行うものとする。</p> <p>② 完全週休2日(土日)Ⅱ型 受注者が工事着手時に「完全週休2日(土日)」の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は「7補正方法」(1)①及び(2)(3)により補正し、「月単位の週休2日」の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は「7補正方法」(1)②及び(2)(3)により補正し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。なお、契約変更においては、山口市建設工事標準請負契約約款第<u>2.4</u>条の規定に基づき行うものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>6 積算方法等 (中略)</p> <p>(2) 契約変更</p> <p>① 完全週休2日(土日)Ⅰ型 受注者が工事着手時に「完全週休2日(土日)」の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は、現場管理費を「7補正方法」(1)①により補正し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数及び補正率を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、山口市建設工事標準請負契約約款第<u>2.5</u>条の規定に基づき行うものとする。</p> <p>② 完全週休2日(土日)Ⅱ型 受注者が工事着手時に「完全週休2日(土日)」の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は「7補正方法」(1)①及び(2)(3)により補正し、「月単位の週休2日」の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は「7補正方法」(1)②及び(2)(3)により補正し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。なお、契約変更においては、山口市建設工事標準請負契約約款第<u>2.5</u>条の規定に基づき行うものとする。</p> <p>(中略)</p>

新旧対照表

新：令和8年5月1日 改正

旧：令和7年9月1日～令和8年4月30日

7 補正方法

(中略)

(3) 物価資料の掲載価格の補正方法

(1) の現場閉所（現場休息）の状況に応じて、表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により物価資料の掲載価格を補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格×表A-2、表E-2及びM-2における新営補正率

【 執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格×表A-2、表E-2及びM-2における改修補正率

(4) 単位施工単価

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなり、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

7 補正方法

(中略)

(3) 物価資料の掲載価格の補正方法

(1) の現場閉所（現場休息）の状況に応じて、表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により物価資料の掲載価格を補正する。

【新営工事 の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格×表A-2、表E-2及びM-2における新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格×表A-2、表E-2及びM-2における改修補正率

(追加)

新旧対照表

新：令和8年5月1日 改正

旧：令和7年9月1日～令和8年4月30日

補正単位施工単価は、これらの補正をした単位施工単価により算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

週休2日補正後の シフト単価 三	工事場所の材料単価、要領の補正係 数を乗じた労務単価を用い算定した ベース単価	物価資料掲載の同一規格・仕様、 工事場所の都市のシフト単価 <hr/> 物価資料掲載の同一規格・仕様、 工事場所の都市のベース単価
---------------------	---	--

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

週休2日補正後の シフト単価 三	工事場所の材料単価、要領の補正係 数を乗じた労務単価を用い算定した ベース単価	物価資料掲載の同一規格・仕様、 地区を包括する代表都市のシフト単価 <hr/> 物価資料掲載の同一規格・仕様、 地区を包括する代表都市のベース単価
---------------------	---	--

(中略)

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年5月1日から施行する。

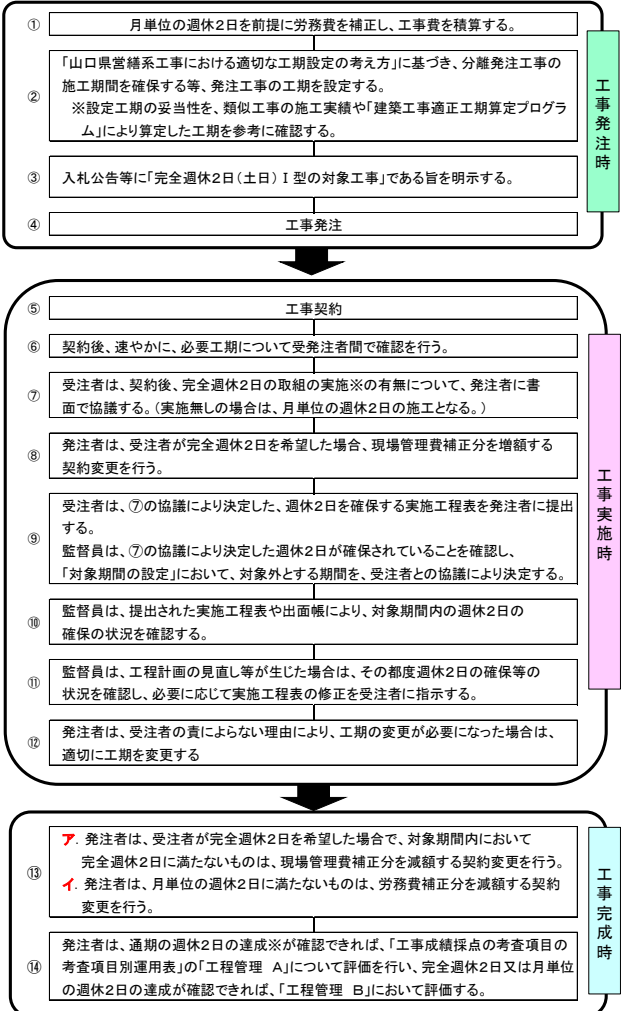
(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

(追加)

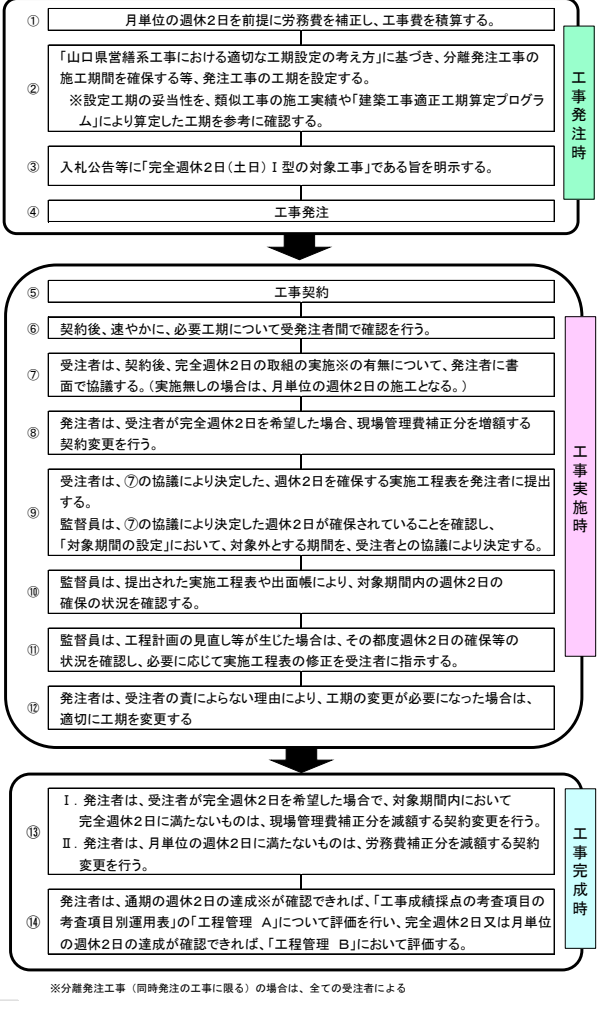
(中略)

【別紙1】
「週休2日工事の対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー
 (完全週休2日(土日)I型の場合)
 【営繕系工事】



※分離発注工事(同時発注の工事に限る)の場合は、全ての受注者による

【別紙1】
「週休2日工事の対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー
 (完全週休2日(土日)I型の場合)
 【営繕系工事】



※分離発注工事(同時発注の工事に限る)の場合は、全ての受注者による

新旧対照表

新：令和8年5月1日 改正

旧：令和7年9月1日～令和8年4月30日

